

1. 機構関係

(1) EBPMの推進

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成 29 年 6 月閣議決定）等を踏まえ、証拠に基づく政策立案（Evidence-based Policymaking）を推進するため、省内を統括する専門の役職として、政策立案過程総括審議官（仮称）を設置する。

(2) 通商ルールのエンフォースメント強化のための体制整備

- 日米が連携して第三国の不公正な貿易慣行に共同で対処し、アジア太平洋地域に自由で公正な貿易ルールを広げていくため、通商ルールのエンフォースメント強化に向けた、調査・執行体制を強化する。

2. 定員関係

- 新規要求：合計 115 名 （定員合理化 ▲94 名）

<主な新規要求内訳>

- ①統計改革・EBPM 【7名】
（統計改革の推進、EBPM推進体制の整備 等）
- ②対外経済、安全保障 【24名】
（通商ルールのエンフォースメント強化、安全保障貿易管理体制の強化 等）
- ③競争力強化、IoT、基準認証政策 【23名】
（データ利活用に向けた基盤整備、国際標準獲得 等）
- ④知的財産 【22名】
（特許・商標審査体制の強化）
- ⑤エネルギー政策 【36名】
（水素社会実現の推進、省エネルギー政策の推進、科学的特性マップ提示後の対話活動の推進 等）

- 上記の新規要求（恒常定員）以外に、時限定員の要求について、新規要求を 21 名（統計改革関連 3 名、特許システムの刷新関連 13 名、特許審査官 5 名）、延長要求を 98 名（特許審査官 98 名）実施。

※平成 29 年度末定員数 7,963 名